
鋼船規則検査要領

U 編

非損傷時復原性

要
領

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 5 月 8 日 達 第 27 号

2015 年 2 月 2 日 技術委員会 審議

2015 年 5 月 8 日 達 第 27 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

U 編 非損傷時復原性

U1 通則

U1.1 一般

U1.1.3 を次のように改める。

U1.1.3 定義

規則 U 編 1.1.3(2)(3)でいう甲板上木材貨物は、本編の適用上、MSC 決議 A.715(17) “*Code of Safe Practice for Ships Carrying Timber Deck Cargoes, 1991*” の 3 章の規定に従い積み付けられることが前提となっている。これ以外の積み付けが行われる場合、各規定の適用にあたっては特別な考慮が必要となる。

U2 貨物船に対する復原性要件

U2.1 一般

U2.1.2 復原性要件の計算

-3.(3)を次のように改める。

- 3. タンク内自由表面影響については、次によること。
- (3) 消費液体のタンクについては、液体の種類毎に、少なくとも各舷 1 対のタンク又は 1 個のセンタータンク以外に空又は満載であることが自由表面を有しているものと仮定の上、考慮するタンク又は 1 連のタンクの自由表面影響を計算し、その最大値を適用すること。

附属書 U1.2.1 船長のための復原性資料に関する検査要領

1.4 雑則

1.4.1 雑則

-3.を次のように改める。

-3. 総トン数 20 トン未満で、航路を制限しない船舶のうち、 L_f が 24m 未満のものにあつては、**1.3.9** に規定する入港状態として、消耗品を 80%消費した状態も含めること。

附 則

1. この達は、2015 年 5 月 8 日から施行する。